仕　様　書

１．調達概要

（１）内容

【件　名】平成２４年度国立劇場本館及び演芸資料館における映像設備のうちＶＴＲ装置に係る保守業務

【内　訳】

ア．定期保守

イ．障害発生時の対応

ウ．運用支援

エ．報告

（２）実施場所　　独立行政法人日本芸術文化振興会（東京都千代田区隼町４番１号）
国立劇場本館３階　映像システム室

（３）契約期間　　平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日まで

（４）保守回数　　実施期間中２回（原則として７月と２月）

（５）契約保証金　　免除

（６）請負代金の部分払　　できない

（７）請負代金の支払　　本調達業務に係る代金は、独立行政法人日本芸術文化振興会総務企画部経理課から、２回の定期保守業務を完了し、振興会の検査に合格後、振興会が正規の請求書を受領した日の属する月の翌月末までに１回に支払う。

２．調達の内容

（１）包括的要件

ア．本調達は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が保有する映像設備のうち、下記２（２）に示すＶＴＲ装置（以下「ＶＴＲ装置」という。）を正常に運用させるための包括的保守業務である。本調達業務の遂行に当たっては迅速かつ総合的な保守ができる信頼性の高い体制を備えること。

イ．本調達業務は、原則として振興会の施設内で行うこと。但し、ＶＴＲ装置の移設等、原状からの変更が生じる場合は事前に振興会と協議すること。

ウ．本調達業務の遂行のために、振興会の施設、備品の使用が必要な場合は事前に振興会に申請すること。また、使用後は必ず原状に復すること。

（２）範囲

本調達業務に係るＶＴＲ装置とは、次のものをいい、機構部、走行部、電気系統部、電源部を対象に保守を行う。

ア．ＨＤＣＡＭ（ＨＤＷ－２０００型；４台）

イ．Ｄ－３　　（ＡＪ－Ｄ３５０型；２台）

ウ．上記ア及びイに関連した機材で、契約年度内において付加した設備及び保証期間が過ぎた設備で特に振興会が特定するもの

エ．上記ア及びイのＶＴＲ装置のヘッドドラム使用累計推定時間は、別紙（ｃ）に掲げた時間である。

（３）技術的要件

本調達業務の遂行に当たっては、上記に示すＶＴＲ装置に係る高度な知識、技術力及び判断力を有し、保守業務の実績があること。

（４）勤務

ア．振興会と協議のうえ、期間中２回の定期保守作業を行うこと。

イ．上記アの実施時期ならびに内容については、振興会国立劇場調査養成部調査記録課の指示

に従うこと。

（5）業務の内訳および要件

ア．定期保守

（ア）ＶＴＲ装置の定格性能を保持するために、電気的特性などについて別紙作業項目の内容で点検を行い、動作を確認すること。

（イ）ＶＴＲ装置の性能及び規格の点検方法としては、メーカーが指定するものを基準とすること。

（ウ）ＶＴＲ装置のヘッドドラム使用時間が３０００時間を超えたときは、ヘッドドラムを新しいものに交換する。

（エ）Ｄ－３ＶＴＲの定期検査では、機器の製造が中止されているため、動作点検等で劣化または修理不可能な部品を交換する。

（オ）整備・調整など総合的な技術管理を行うこと。

（カ）異常、性能劣化等が判明した場合は、振興会と協議の上、消耗品（ヘッド並びに周辺機器類）の交換及び軽微な補修を行うこと。

（キ）障害発生が見込まれる場合は、振興会と協議の上、必要な予防措置を講じること。

（ク）終了後に設備全体の動作を検証すること。

（ケ）作業に必要な機器類は、受注者が用意すること。

（コ）作業に伴って必要な機材及び消耗品等については、事前に振興会と協議の上、請求すること。

イ．障害発生時の対応

（ア）ＶＴＲ装置運用上の障害が発生したとき、受注者は、振興会からの電話による障害発生通知により、速やかに対処すること。

（イ）振興会が障害発生を通知後、受注者は原則として１時間以内に振興会に到着し、復旧作業に着手すること。

（ウ）受注者は、障害の切り分けを行い、原因を調査、特定すること。

（エ）障害の程度によって受注者は、代替機をもって対応すること。

（オ）受注者は、障害復旧作業を上記２（５）アに準じて速やかに完了させ、設備全体の動作を検証すること。

（カ）受注者は、作業に伴って必要な機材及び消耗品等の交換を定期保守点検項目内であれば、無償で交換すること。ただし、定期保守点検項目に含まれないものは、振興会と協議の上、別途請求すること。

ウ．運用支援

受注者は、振興会の求めに応じて、ＨＤＶＴＲ装置の運用全般について支援すること。

エ．報告

（ア）受注者は、上記アからウの各業務について振興会に詳細に報告し、保守点検業務の対象となる機器製造業者の書式に従い、報告書を振興会へ２部提出すること。

（イ）上記（ア）の報告及び報告書については、振興会担当者の確認を得ること。

３．その他

以下の原因による障害については、本調達の範囲外とする。

（１）製品の「取扱説明書」に記載されている条件以外でＶＴＲ装置を使用したことによる障害

（２）ＶＴＲ装置の使用上の誤り、ＶＴＲ装置以外の機器から受けた障害または不当な修理や改造による障害

（３）ＶＴＲ装置の移動または輸送に伴う振動、落下及び水濡れなどによる障害

（４）火災、地震、風水害、落雷、その他の天災地変、公害、塩害、異常電圧等及び戦乱、暴動並びに飛行物体の落下に伴うＶＴＲ装置への直接または間接の障害

以上

●別紙

（ａ）点検内容

①メカ・サーボ系の異常音の確認と調整。
②テープ走行系（走行面）のクリーニングと注油。
③テープとヘッドチップ面のトラッキング確認と調整。
④ダイナミックトラッキング（スローヘッド）再生時の電気的特性確認と調整。
⑤ビデオ系の録画・再生の電気的特性の確認と調整。
⑥オーディオ系の録音・再生の電気的特性の確認と調整。
⑦ビデオ・オーディオの規定レベルの確認と調整。
⑧消耗品の交換。
⑨部品の交換。
⑩電源系の確認と調整。

（ｂ）報告

受注者は、各機器の納入時の試験成績書における総合特性の点検調整及びデータ表または写真を付して所定の書式により、振興会へ報告書を提出すること。

（ｃ）ＶＴＲ装置のヘッドドラム使用累計推定時間

	機種	製造番号	平成２５年２月	平成２４年２月	平成２３年２月
1	HDVTR	８０７２８	3,７５５時間	3,１４３時間	2,７８３時間
2		８０７３２	4,３１０時間	3,５６６時間	2,５５７時間
3		３５２３５	９６４時間	６２８時間	２８０時間
4		８１０８３	2,５００時間	1,９８４時間	1,３７９時間
5	D－3	Ａ５ＴＪＢ０１８２	２９５時間	２８１時間	－時間
6		Ｉ４TMG０８２５	２６４時間	２１５時間	－時間

※注. 平成２３年２月の時間は、実測時間。
平成２４年２月と２５年２月は、推定時間。
製造番号８０７２８及び８０７３２の機器は、定期保守でヘッドドラム使用時間が３０００時間を超えるため、ヘッドドラムを交換する。

以上